

令和6年9月18日

学校法人昌平覺東日本国際大学のガバナンス・コード遵守状況について

東日本国際大学では、加入する日本私立大学協会が示すモデルに基づき、令和元年度にガバナンス・コードを策定し、遵守した活動を進めてきた。今回、令和6年度第6回大学協議会において、その遵守状況を確認した。

結果、全体としてガバナンス・コードは遵守されていることが確認された。

以下に報告する。

1 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

1-1 建学の精神

1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命)

以上各項目については、全体として遵守されている状況である。

2 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

2-1 理事会

2-2 理事

2-3 監事

2-4 評議員会

2-5 評議員

以上各項目については、全体として遵守されている状況であるが、今年度私立学校法の改正に伴い学校法人昌平覺寄附行為を改正する予定であり、これに基づき内容を見直す必要がある。

3 教学ガバナンス

3-1 学長

3-2 教授会

以上各項目については、概ね遵守されている状況であるが、今年度機関別認証評価を受審する予定であり、その結果に基づき各項目について見直していく必要がある。

4 公共性・信頼性

4-1 学生に対して

4-2 教職員等に対して

4-3 社会に対して

4-4 危機管理及び法令遵守

以上各項目については、概ね遵守されている状況であるが、今年度機関別認証評価を受審する予定であり、その結果に基づき各項目について見直していく必要がある。

5 透明性の確保

5-1 情報公開の充実

すべて大学のサイトを利用して公開しており、全体として遵守されている状況である。